

●香川県告示第82号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において平成20年2月26日から10年間閲覧に供する。

平成20年2月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 竣功認可年月日

平成20年2月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

丸亀市土地開発公社

香川県丸亀市大手町2丁目3番1号

理事長 田中 照明

3 埋立区域

(1) 位置

香川県丸亀市富士見町2丁目997番162、997番301、997番312、997番300、997番154、997番464、997番208、富士見町一丁目997番237、997番232、997番230、997番231、997番235、997番233、997番221、997番222、997番220、997番219、997番226、997番218、997番217、997番215、997番214、997番213、997番212、997番211、997番210、997番227及び997番485に接する無番地地先並びに御供所町2丁目81番16、81番15及び33番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち⑬の地点と⑭の地点を結んだ線、⑭地点と⑮の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑮の地点と⑯の地点を結ぶ昭和50年2月27日付け50港A第22号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）、⑯の地点と⑰の地点を結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ昭和50年2月27日付け50港A第22号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）及び⑱の地点と⑲の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑬の地点 四等三角点丸亀城（北緯34度17分08.7212秒、東経133度47分59.9384秒）から
0度37分27秒 1,337.19メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から24度00分08秒 46.93メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から110度49分16秒 267.69メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から195度22分31秒 18.58メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から193度12分16秒 5.56メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から190度51分17秒 18.05メートルの地点

(3) 面積

12,406.18平方メートル

4 免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年1月6日

(2) 免許番号
10港A第60号